

令和3年度宮津市空家空地対策協議会（第2回） 会議録

開催日時 令和4年2月14日（月曜日） 午後1時30分～午後3時30分

開催場所 宮津市福祉・教育総合プラザ 応接会議室

出席者

委員 10人

福知山公立大学 谷口知弘（会長）

宮津市自治連合協議会 岩田光雄（会長職務代理者）

京都弁護士会 澤田将樹

京都司法書士会 扇野充啓

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 千賀義信

京都土地家屋調査士会 吉岡宗典

一般社団法人京都府建築士会宮津支部 大村利和

宮津市民生児童委員協議会 小田原道子

宮津商工会議所女性会 尾崎里花子

宮津市長 城崎雅文

事務局 5人

企画財政部 浅野部長、企画課 早川課長、松井担当課長、定住・地域振興係
宮前主査、みやづUI ターンサポートセンター高橋職員

次第

1 開会

2 議題

- (1) 第1回宮津市空家空地対策協議会の結果を踏まえて
- (2) 『第2期宮津市空家空地対策計画』（案）について
- (3) 今後の予定について

3 閉会

議題（１）第１回宮津市空家空地対策協議会の結果を踏まえて

（事務局説明）

（法改正等に関する補足等）

- 委員
- ・法律を勉強して来た者からすると、原理・原則を修正してしまうようなかなり大胆な改正で、これからの活用をかなり期待している状況。
 - ・「不動産登記制度」について、これまでの権利の登記は、対抗要件主義とあって、権利者が放棄しようがしまいが自由だった。
 - ・それを義務化して過料を科すという大胆な改正で、これによって相続登記が進むだろうとみられている。
 - ・「相続人申告登記」について、３年以内の相続登記の義務化に伴い、遺産分割を３年以内に行わなければならなくなったので、相続登記が間に合わない場合には、申告登記により、義務を免れることができる。
 - ・なお、申告登記は報告的登記であって、相続登記ではないので、申告登記をすれば相続登記が必要なくなるわけではない。
 - ・「他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記」について、法務局が住所変更や被相続人が亡くなったという情報を入手できるようになる。
 - ・施行後３年が経過する頃には、相続したら登記するよう通知が届くようになり、市役所や司法書士の先生のところにも、問い合わせがどんどん来るようになるのではないかと思う。
 - ・「相続土地国庫帰属制度」について、新たに制定された法律だが、一時期は土地所有権を放棄させてはどうか等、かなりきつい意見もあったが、流石に国がそこまで負担しきれないということで、国と弁護士会とで協議した結果、かなり小さな制度でまとまった様子。
 - ・建物があると対象外、境界が明らかでない場合は対象外など、少し難点があったら対象外と断られそうなスタートではある。
 - ・所有者は、負担金を支払わなければならない、金額は、何も管理していない原野で２０万円、市街地の宅地で８０万円になると言われている。
 - ・綺麗で特に問題のない市街地の宅地について、お金を支払ってまで国庫に帰属させる人はなかなかいないと想定はされつつも、最終的には所有権を放棄する制度まで、活用して膨らませていきたいというのがあるので、最初は使いにくいだろうと思うが、頑張って活用し育てていきたい。
 - ・「民法改正」について、これも少し驚いたが、これまでは相続財産管理人や不在者財産管理人等を立てて、人単位で財産を管理するという仕組み

- で、予納金という裁判所に納めるお金が60～100万円ほどかかっていた。
 - ・それを、土地単位で管理させるという大胆な発想により、問題のある土地があれば、そこだけの管理人を据えて、その管理人が裁判所の許可を得て売却する等、その土地が誰の土地か分からなくても、何とかできてしまう制度ができた。
 - ・さらに、土地単位なので予納金も20万円程度と言われている。
 - ・遺産分割を10年以内にしないと、特別受益や費用等そういったものが主張できなくなる、早く遺産分割をしないと損してしまう制度がある。
 - ・弁護過誤等につながりかねない大きな改正なので、我々も改正に向けて深めていきたい。
- 委員
- ・「相続土地国庫帰属制度」について、利用できるのは相続・遺贈によって所有権を得た人なので、生前に息子に贈与したいという方もいるが、先にあげてしまうと、手放せなくなってしまう。
 - ・遺贈や相続を含めて手放すことを検討する場合、制度が変わる過渡期なので、正しく理解されて動かされた方がよい。

(質疑応答、意見)

- 会長
- ・専門家の先生方は、当然のことながらよくご存じだが、素人ではなかなか分からないこともあるので、そういう意味では、市民と専門家をどうつなぐかという視点も大切。
 - ・相続登記が3年は猶予されるとののだが、3年過ぎて登記ができていなかったら、過料が科されるのか。
- 委員
- ・正当な理由がある場合は免除される。入院していて登記ができない等。
 - ・少し過酷な義務だが、法務局から登記をするよう通知が届いて登記できない理由を問われたときに、正当な理由がないと判断されると、一定整理されるものと思われる。
- 会長
- ・亡くなられてから10年経っても相続登記がなされていない場合もたくさんあるが、そういった方も登記していかないといけないのか。
- 委員
- ・登記は必要だが、それができない場合は、相続人申告登記をする等、その土地が誰のものか所有者が把握できるようにしておくこと。
- 委員
- ・山の登記について、3代も4代も前のまま、分からないので相続登記をせずにたくさん残っているので、全部を登記しようと思ったら大変。
- 会長
- ・不安を感じた時に、その不安に蓋をして放っておくのではなく、ちょっと相談に行けるよう道筋をつけておきたいところ。

議題（２）『第２期宮津市空家空地対策計画』（案）について

（事務局より説明）

（質疑応答、意見）

- 委員 ・ 10 ページの一番上の数値目標について、結構な数値目標が記載してあるが、これはある程度の見込みがあつての数値か。
- 事務局 ・ みやづ UI ターンサポートセンターの空き家バンクを通じた移住者を含む成約が 5 年間で 62 世帯 129 人、年平均 10 数件の実績がある。
- ・ 昨年策定した宮津市総合計画よりも少し上の目標になるが、取り組みをさらに充実させることで、新規登録物件も増やすだけでなく、バンクの利用登録者を、関係人口とつなげながら増やしていきたいと考えており、年間 20 件の成約及び移住を目指して取り組んでいきたい。
- 委員 ・ ここでいう移住者とは、遠方からの移住者なのか、近隣市町からの転居で住宅だけ本市で構え、働くのは他市町という方が多いのか。
- 事務局 ・ 移住者は、近隣も含めて市外の住所地の方が本市に移った時に、移住者としてカウントしている。
- 委員 ・ 東京や大阪等、遠方からの移住で、こちらで就業されるような方は年間どのくらいなのか。
- 事務局 ・ 契約件数が年間 20 件程度だが、大体その半数程度。
- 委員 ・ 移住者でいうと、民間において、例えば当社でも年間 3 件程度ある。
- 委員 ・ これまでの実績も踏まえて考えられているならよいと思う。
- ・ 12 ページの「住まいの終活」について、図の中の登記に関わる表記について、前回会議で意見した建物登記も盛り込んでいただいた。
- ・ ただ、ぱっと読んだときに文章が分かりにくいので、「相続をした場合は、相続登記もしましょう。」など、文言の精査をお願いしたい。
- ・ 併せて、建物登記について、前段の文章に続けて「建物の登記が未了の場合は、登記をしましょう。」という主旨の文言を追加して欲しい。
- 会長 ・ 同じ内容でも言い回しによって伝わりやすさが変わるので、市民の方が読んだときにずっと理解できるかは大事。
- 委員 ・ 20 ページの「財産管理制度」について、これまでは人単位で管理していたため、親族等に当たっていたが、今後はその土地の隣人が申立人になれる等、土地単位で管理することになるので、誰がこの制度を活用するののかも問われる。
- ・ 自治会が申立人になれるかどうかの精査は必要だが、土地の周辺の方々にこの制度を活用していただけるよう、これまでとはアプローチの対象が変わるので、制度を周知する相手を考えてもよいかもしれない。

- 会長
- ・今おっしゃられた内容は、計画を読むだけではなかなか読み取れないが、計画に細かい内容は書けないので、パンフレットの作成等を検討してもよいかもしれない。
 - ・それこそ自治会でも今まで動けずに困っていた土地が、動かせるようになるかもしれないので、勉強会の開催等、自治会でこの問題とどのように向き合っていくか、考えてはどうか。
- 委員
- ・それぞれの立場で協力しなければならないのは理解できるが、地域の高齢化が進む中で、積極的に対応するのは難しいと思う。
 - ・どのような協力が必要なのか、行政と連携しても、所有者の個人情報に関係もあり、なかなか細かい部分まで調査ができにくい可能性もある。
 - ・大変な時代にやっついていかないといけないということは分かるが、〇〇の家が空いたと、市役所に報告に行く者もなかなかおらず、具体的に何に協力するかとなると難しい。
 - ・所有者自ら市役所に行き事情を説明していた場合は、地域に情報が届くが、地域に入って来られた方と近所の人間関係の摩擦も今日までに起きているので、是正しなければならないが、なかなか難しい。
 - ・全国的に「宮津市」という名前が売れていないと、いつも感じている。
 - ・天橋立の名称は売れているが、所在地はどこか分かってもらっていない。
 - ・20年程前に舞鶴で、舞鶴港の振興に携わっていたが、当時も「京都に港があるのか」「兵庫県や福井県ではないのか」という方が多く、このままではだめだということで、「京都舞鶴港」とした経緯がある。
 - ・そう考えると、宮津という名称が売れてないのが課題だと感じる。
 - ・特に、宮津はPRしていくのが下手なので、移住についても、「海もある、山もある、ちょっとした畑もできます」というような楽しみのある3点セットで、他市町のように売り出すPRがもっと必要。
- 会長
- ・地域が高齢化し、住民自治の担い手自体が弱体化している部分もあるかもしれないので、地域としてどのように関わっていけばよいのか、考えていく必要がある。
- 委員
- ・難しくてよく分からない。
 - ・どこにいても、お年寄りの方からすぐに「書類のことなんて邪魔くさい、あんた書いといて」と言われており、全く見る気もないので、どのように説明すればいいのか分からない。
 - ・空家への移住者について、村とお付き合いできる人が入ってもらえたらありがたいが、お年寄りは、誰でもいいから入ってほしい、買って欲しい、貸したいという気はないように感じる。
- 委員
- ・身近なところでいうと、空き家バンク等について、実際のHPから空き

- 家バンクの物件を検索したが、選べる数がとても少ない。
- ・ 実際の話を知ると、たくさんの方が空家を探しているのに、情報がもっとたくさんあったらいいのに、もったいない。
 - ・ 情報社会なので、SNS 等いろんなところで、宮津の武器はこれだという何かしらインパクトの強いもので宮津を PR してはどうか。
 - ・ 沈んでいた町や県がだめだと思われるところを逆手に取って、V 字回復した例を知ると、宮津もいいところがたくさんあるので、可能性はある。
 - ・ 12 ページの住まいの終活の「遺言書の作成」について、一人暮らしのお年寄りの方に対して、誰が遺言書を書いておいた方がいいと声をかけるのか、自治会長や民生委員等になるのか。
- 会長
- ・ 遺言書を書くワークショップを行うところや、葬儀事業者において葬儀も含めた終活に向けた取り組みもあるので、いろんな考え方があると思うが、遺言書が一つあると後々もめにくい。
- 委員
- ・ 遺言書は誰が保管することになるのか。
- 委員
- ・ 自分で保管する自筆証書があれば、法務局の保管所や公証役場でも保管されている。
- 会長
- ・ 高齢化する地域で、この問題をどう解決していくか、今すぐここで結論は出ないが、今後、現場でどう進めていくのか、しっかり議論したい。
 - ・ 宮津という名称が売れていないという点について、シティプロモーションにも相当今力を入れて取り組まれていると思うが、どうか。
- 委員
- ・ 関東では 90 数%の方が天橋立を知っていると言われる一方、どこにあるのか場所を尋ねると、「鳥取県、日本海側のあたり」というイメージを持っておられる。
 - ・ 天橋立＝宮津のイメージが定着していないことについては、我々も課題意識を持っているので、今後さらにシティプロモーションを進める。
 - ・ ただ、逆に言うと、天橋立を知られていることはかなりの強みになる。
 - ・ コロナ前は宮津市に年間 300 万人観光客に来ていただいていたので、しっかりとプロモーションしていくとともに、計画にも掲げているが、まずはウイングを広げて宮津を PR していき、観光客よりもう少し深く宮津に関わっていただける関係人口を増やし、移住定住にどうつなげていくかがポイントになると思うので、我々としても今後は観光から関係人口により力を入れていきたい。
 - ・ その時には、天橋立を必ずフックにプロモーションし、そこから宮津に誘導していくという戦略を考えている。
- 委員
- ・ 細かいことを言うようだが、PR 不足は今に始まったことではなく、以前は、自身の地域でも、宮津といたら天橋立であり、天橋立の写真だけ

出しておけばよいという考えだった。

- だが、天橋立にも四季があり、宮津の町中でも宮津祭をはじめ地域で取り組んでいる行事等がたくさんあり、場所はととまーと、道の駅もあるので、まとまってPRしていくことが大事。
- 地域の取り組み等について市民に照会・募集をする、キャラクター募集等をやっただき、市外の方だけでなく、市民に向けても冬は〇〇、春は〇〇というPRを宮津市HPだけでなく、もっと広く発信していかないといけない。

会長

- ちょっと汗をかけばできるようなことにもっと取り組んで欲しい。
- 当然市長も実行されているので、皆で取り組んでいく必要がある。
- 今年度、京都府のミュージアムの取り組みで、宮津城址を歩く、それを子どもたちが伝えていくというプロジェクトに参加したが、元々大好きだった宮津をさらに好きになった。
- これまでは、宮津は田園都市のようなイメージが強かったが、プロジェクトに参加し、宮津城の城下町であり、素晴らしい町だと分かった。
- シティプロモーションもさる事ながら、シビックプライドも大事だと言われているが、市民一人一人が、宮津に生まれ育つ子どもたちが、地域に関心をもって、自分で何とかしていこう、よりよい町にしていこうと行動する、宮津は作っていきやすい財産、資源が腐るほどあると思う。

委員

- 先日、京都府立福知山高等技術専門校で市長が講演された際、移住者が年間一定数増えると人口減少が止まるという1%戦略の話があった。
- 高齢の移住者が来られても将来につながりにくいので、計画では難しいと思うが、実行段階ではそのための戦略が必要だと思う。
- 先ほど庁内の担当部署の説明があったが、宮津の中で一番武器になる可能性が高いのは文化財やまち並みだと思う。
- 実際、本市に移住して商売を始めた方から、宮津に来た理由と聞くと、「一つの理由ではないが、なんとなくいい、古い街なみがいい」等、シチュエーションや宮津のまち並みのパフォーマンスの影響を感じた。
- 先日、文化財の会議があったが、そちらでも空家問題を考えていた。
- 市内の空家の中にも、査定、認定されていないだけで文化財や重要文化財になりそうな建物がたくさんあるので、十把一絡げに空家とまとめずに、特殊な空家としてPRしてはどうか。
- 同じ問題でも視点を変えてみることも大事なので、何か計画に盛り込めないか。
- 例えば、建物の耐震診断では、古い歴史のある建物もあれば昭和50年頃の最近できた建物も同じ制度で同じように検査するが、実際に診断に行

- き、所有者に古い建物の状況等について説明すると、建物の価値が感じられるようで、息子の家として直そうかと考え直す方もいる。
- ・空家の利用更新に方向につながることもあるので、そういう視点も実行段階では入れていってもよいと思う。
- 会長
- ・計画の中には、空家が持っている文化的・歴史的な価値を図るものさしは今のところないのではないか。
- 委員
- ・文化財の方で、宮津町屋というカテゴリーでランク付けを行った建物が200件程度あり、空家もあれば壊された建物も含めたリストがある。
 - ・例えば、京都市は、市民が「これは残した方がいい」「京都市の財産になるべき」等の建物を申請し認定されると、その修復や景観保護関連に補助金を出している。
 - ・株式会社八清がリノベーションした京町屋が、専門サイトから高額で流通しているようなので、そうした空き町屋の流通につながる取り組みが宮津でもできそうな気がする。
 - ・リストもあるので、わりとやる気になったら町屋の認定はできると思う。
- 会長
- ・今後、実際に動く組織、ネットワークを作っていくときに、どう連携していくのか、どのようなネットワークを作るのかがすごく大事。
 - ・宮津の空家の現状について、現在は管理状態だけだが、空家の文化的・歴史的な価値について、何か少し入れられたらいいなと思う。
- 委員
- ・宮津市の特定空家の物的状態を判断するチェックリストには、歴史的・文化的価値に関する項目もある。
 - ・同じ劣化状況でも、価値がなく状況も悪い建物については、即刻解体等対処してもらうようお願いするが、残した方がよい建物は特定空家に認定するのではなく、活かす方向にもっていく。
- 会長
- ・一回更地にしてしまうと元に戻らないので、オーナーの理解は大事。
- 委員
- ・今ある建物にも全て理由があり、地域の歴史と関わるような非常に重要なファクターとなる建物と、そうでない建物がある。
 - ・1つ解体して駐車場にただけで、路地としての魅力が半減し、周りの建物の価値も落ち、塀が一つあるだけでも違うので、持ち主はお金が一番の問題だろうから、何らかの形で支援制度等を作るべきかと思う。
- 会長
- ・宮津のブランドをいかに高めていくのか、今ある地域資源をどのようにして後世につなぐか、計画を実践する中で考えていく必要があると思う。
- 委員
- ・計画の中に対策や利活用については全部書いてあるので、これだけの資料をまとめてもらって何も言うことはない。
 - ・仕事柄宮津はよいと十分に聞いているので、宮津の町やまち並みを維持していけるような考え方で、本協議会も進んでいけばよいと思う。

- 会長

 - ・宮津は、治安の良し悪しだけでなく、駅、市役所等が近くに小さく固まっているので、それを活かしていくのが一番いいと思う。
 - ・8ページで基本方針や3つの柱をしっかりと整理されているが、目標を達成した先にどんな宮津が生まれるのかがまだ書けていない。
 - ・例えば、空家空地対策によって、歴史的なまち並みが豊かな宮津を作る、子どもたちが宮津の歴史に触れてシビックプライドが高揚し定住につながる等、計画の中に、成果の方向性を出すとよいと思う。
 - ・時間はかかると思うが、総合計画で掲げるビジョンともつながってくると思うので、検討していただきたい。
 - ・宮津のまち並み保全の活動等とうまくリンクさせ、ビジネス、起業との重なりが出てきたらすごく面白いと思う。
 - ・新しくできる MIYAZU クロスワークセンターに来られた若い方が、町家を活用して事業を起こしていく等、起業につながるとよい。
- 委員

 - ・例えば、近江八幡市の尾賀商店では、評価される建物、残すべき既存の建物を活用し、周りを活かしていけるようないろいろなビジネスをしているが、前尾記念館を MIYAZU クロスワークセンターとして整備したように、空き町屋を所有者の方から譲り受け、ワーケーション施設としていくような計画はあるか。
 - ・指定管理を受ける旧三上家住宅では、冷暖房はないがワーケーションでできるよう改造しており、先日行ったシンポジウムが非常に好評だったので、今後、前尾記念館を皮切りに、小さなワーケーション施設を分散型でという戦略を持っているのかどうか、聞きたい。
- 委員

 - ・市としても、まさにそういう広がり期待している。
 - ・今回、公的に整備するのは MIYAZU クロスワークセンターだが、既に民間のワーケーション施設が由良で1軒できており、府中の籠神社前に1軒新築の施設ができる。
 - ・街中に空家を活かした施設が点在してくると、相乗効果が必ず生まれて来る。
 - ・MIYAZU クロスワークセンターの中で、いろんな企業様がコラボしてつながることを期待している施設なので、まさにここでそうした種を作ってもらい、市中に種を撒いていただくプレイヤーが出て来れば、我々としても後押ししたい。
- 委員

 - ・MIYAZU クロスワークセンターがハブ施設ということか。
 - ・当該施設がハブとなって種を作ってもらい、種が撒かれたら、水や肥料をやるのは我々の仕事だと考えているので、プレイヤーが成長できるよう後押しし、そうした広がりを目指していきたいと考えている。

- 委員
- ・制度として決まっていなくても、もう少し具体化できる話があると、相談があった場合のアドバイスの方向性も違ってくる。
 - ・市としての方針や活かしていきたいという表明があれば、所有者の方も「それなら」という気持ちになるかもしれない。
 - ・市として SDGs を掲げている以上、あるものを使い回していく考え方は大事なので、そのモデルとして宮津のまち並みを活かせるとよい。
- 委員
- ・そのあたりの内容について、本計画でも空家などの活用ワークショップに取り組んでいくという施策を掲げているので、大学生やNPO 法人等の皆さんと一緒にあって、こうした取り組みの中で、空家をどうやって活用していこうかと話し合っていくのは一つの手法だと考えている。
- 会長
- ・ワークショップの際は、士業の先生方も一緒になって、現実的に何が必要なのかを押さえ、法律もお金も夢も一緒に議論できるような場が、みやづUI ターンサポートセンター等を中心に動いていけばよいと思う。
- 委員
- ・相談体制の整備に関して、宮津における空家の物件での問い合わせには、空き家バンクを教えてもらえると思うが、隣の空家の所有者や所在地が分からない場合、区画付近を切り売りする等話がなくても、市役所に相談すれば何か教えてもらえるのか。
- 事務局
- ・北部地域 5 市 2 町でたんたんターンというホームページを運営しており、宮津市はみやづUI ターンサポートセンター窓口を設置し、ワンストップの相談体制で受け付けている。
 - ・本日の委員の皆様のお話を聞く中で、相談後のネットワークがあって初めていろんなところがつながっていくと痛感した。
 - ・26 ページの図では書ききれていないが、2 期目の計画では具体的な動きやつながりを強くして有機的なものにしていく必要性を感じた。
- 会長
- ・例えば、市外から宮津の空家に住みたいという人が、宮津市の代表に電話したら、どこにつながるのか。
- 事務局
- ・みやづUI ターンサポートセンターにつないでおり、専門の職員が窓口で直接面談等も行っている。
 - ・移住者のカウント方法について、みやづUI ターンサポートセンターの空き家バンク成約件数からカウントしているが、不動産事業者等の民間で上積みがあることは承知している。
 - ・明日も不動産事業者と話し合いの場をもたせていただくが、移住者のカウント方法をはじめ、移住希望者が宮津市に来たときに、官でも民でもワンストップで対応できるようなネットワークや仕掛けの部分が必要であり、今後の課題だと感じている。
- 委員
- ・例えば、相続した土地や建物を売りたい場合は、不動産事業者、または

宮津市の UI ターンサポートセンターに問い合わせると、いろんな人につながるのか。

- ・約 2,700 軒の空家があったら、もっと空き家バンクで掲載されていると思うが、あまり掲載されていないようなので、どこに紹介したらいいのかが 1 点。
 - ・所有者が亡くなった後、相続人が分からない空家を買いたいという話が出たとき、不動産事業者に相談するが、市役所では税等を通して所有者を把握されているので、情報共有は難しいかもしれないが、直接の所有者に連絡を取る等、流動化に向けて取り組まれることがあるか。
- 事務局
- ・空家空地の流動化をいかに進めるかという施策は、これまで踏み込んでいなかったところであり、明日の不動産事業者との話し合いの中でも詰めていきたい。
 - ・第 1 回協議会でも申し上げたが、空家の売買に関して、まずは民間の不動産事業者へのアプローチが大半だが、すぐに使えないような空家については、空き家バンクにおいて生活できるよう水回り等の改修補助、京都府の移住促進特別区域になれば、更なる補助が受けられる制度がある。
 - ・みやづ UI ターンサポートセンターを移住窓口として掲げているので、家に限らず、宮津に興味がある方も、窓口に来ていただいているが、空き家バンクの登録物件数が少ないという課題がある。
 - ・民間の不動産事業者との連携し、住環境の情報提供に取り組む等により、つながりやネットワークの部分が進むのではと考えている。
- 会長
- ・これから民との連携の充実に向けて、いろいろ助けて欲しいという話があるかと思うが、皆さんで頑張っていきましょう。
 - ・住まいの終活を進めるに当たり、高齢化した地域において、住民として、どのように対応していけばよいか、いつも苦慮されている状況を踏まえ、自治会とも民生委員ともしっかり連携を進めていく必要がある。
 - ・専門家の知見を分かりやすく、関心を持てるようにどのように伝えていくかも、皆で協力して進めていく必要がある。
 - ・組織、ネットワークを民間と行政でどのように連携していくのか、誰がやるのかという話が出ていないので、そのあたりの組み立ても重要。
 - ・加えて、アウトカム、ビジョンの話をしたが、空家空地対策の取り組みが宮津市の総合計画に重なり、どんな将来の宮津の実現に向けての実践なのかを一定見える化してもらえたらありがたい。
 - ・加えて、行程表について、10 年間の計画期間の中で、いつまでに何をやるのかが書かれていない。
 - ・行程表を書くのはとてもしんどいことだが、途中で当然見直しはあるの

で、まずは、短期・中期・長期で、いつまでに何を実現するかという大きな行程、プロセスを示しておく必要がある。

- 委員
 - ・パブリックコメントで示す計画としては、大きな変更はなかったが、相続登記の文言等、できる範囲で修正していただきたい。
 - ・誰が、いつまでに、何をということを作り込んでいかないと、計画だけになってしまうので、この視点は大切。
 - ・大きな時間軸で見たときのアウト感も考えないといけない。
 - ・最終的に何を目的としてやっていくのか、書ききれないとしても共通認識をもって進めるべきだと感じたので、よいご指摘をいただいた。
 - ・いただいた意見をしっかり計画に反映させ、今よりも地域がよくなるためにこの計画を活かしていきたい。

議題（3）今後の予定について

- 事務局
 - ・いただいたご意見、ご指摘に基づき計画案を修正し、2月下旬にパブリックコメントを行い、いろいろな視点でのご意見をいただく。
 - ・第3回は、パブリックコメントの状況も踏まえ、再度整えた最終的な計画を委員の皆様を確認していただくとともに、MIYAZU クロスワークセンターの動きやみやづ UI ターンサポートセンターの充実等について、来年度の予算とともに説明、共有させていただく。
 - ・行程表についても、固めきったものではないが、たたき台について、会議の際にご議論いただきたい。
- 会長
 - ・パブリックコメントに向けて、文言の修正等については、会長預かりとして計画に反映していく。
 - ・第3回協議会では、パブリックコメントの結果を踏まえて、最終案をしっかりと詰めていく。

【会議の公開・非公開及び傍聴人数】

- ・公開
- ・傍聴者 0人